平成31年3月14日区市町村予算説明会福祉保健局少子社会対策部保育支援課

国の多子軽減支援

国の多子軽減の仕組みでは、年収約360万円以上の世帯は、第1子が小学生以上の場合、認可保育所に通う第2子に対する保育料の減免はない。国の無償化が開始された後も、第2子が0-2歳であればこの状況は変わらない



新たな支援

- 平成31年度予算額 約13億円
- 補助対象経費 年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を 無償にするために必要な経費を区市町村に補助
- 補助率 都10/10

【現状】

【補助導入後】

- 開始時期 2019年10月から
- ※都は国に対し制度の見直しを提案要求予定



〈新たな支援導入後(都制度を活用した場合)〉

未就学(0~5歳) 就学(小学1年~)

補助と保育料のイメージ

※上記の事例における第2子(3号保育標準認定、世帯所得1,200万円所得階層®の例)に都の支援を適用した場合



